

第5条 保有情報の公開義務

第5条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

【解説】

- 1 非公開情報についての基本的な考え方は、公開請求権と私人や公共の利益との調和である。したがって、非公開情報に該当しない情報は、市民の共有財産との基本姿勢に立って、公開しなければならない。非公開とするためには、具体的かつ合理的な理由が必要である。
- 2 「非公開情報」は、この項の第1号から第7号までにおいて具体的に定められている。
非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類されており、あるひとつの保有情報が、複数の非公開情報に該当する場合がある。このため、ある保有情報を公開する場合は、非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要となる。
- 3 「（非公開情報）のいずれかが含まれている場合を除き…当該保有情報を公開しなければならない」とは、公開請求の対象となった保有情報に非公開情報が全く含まれていない場合について規定するものだが、公開請求の対象となった保有情報の一部に非公開情報が含まれている場合については、当該保有情報から、非公開情報に該当する部分を区分して除いた部分を公開しなければならない。第6条を参照。
- 4 「非公開情報」については、同一の公文書に対して、この条例による公開請求と個人情報保護条例による開示請求があつた場合に、公開され、あるいは開示される情報の範囲が互いに異なることのないよう、個人情報保護条例による「非開示情報」との整合性を保持するよう定められている。

【運用】

- 1 非公開情報が、原則公開の例外について定めたものであるのに対して、地方公務員法第34条の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき公務員の服務規律を定めたものであつて、両者は、趣旨及び目的を異にしている。
しかし、非公開情報を設定したことにより、非公開情報に該当しないと判断して公開する情報については、実施機関の職員に対して、地方公務員法上の守秘義務は課されていないものと考えことができ、その限りにおいて守秘義務の範囲が明確になったものといえる。
- 2 地方自治法第100条（議会の調査権）、刑事訴訟法第197条第2項（捜査機関からの照会）、弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会）等の規定その他法令の規定により、

実施機関は、情報の提出、閲覧等を要求されることがある。この場合において、当該法令の規定と本条とは、その趣旨及び目的を異にするものであることから、非公開事項に該当するかどうかのみをもって当該要求の諾否の理由とすることができず、それぞれの法令の趣旨及び目的等を総合的に勘案して判断するものとする。

第5条 保有情報の公開義務

第1号 個人に関する情報

個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【解説】

- 1 請求に係る保有情報には、個人に関する情報が含まれている場合があるが、このような情報を公にすることにより、当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあることから、個人に関する情報は非公開としている。
- 2 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等の個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

「個人」とは、自然人を指し、その国籍は問わない。死者も含まれる。

法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等そのものに関する情報は「個人に関する情報」に該当しないが、法人等の役員、従業員等に関する情報は、個人に関する情報に該当する。

- 3 「法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、事業に関する情報なので、第3号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下解説において「法人等に関する情報」という。）についての要件により非公開情報該当性を判断することが適当であることから、この号による非公開情報から除外されている。

しかし、このような情報には、純粹に個人に関する情報として保護されるべきものが混在していることが多いため、慎重な取扱いが必要である。

- 4 「電磁的記録」には、コンピュータで処理されるいわゆる電子データだけでなく、専用機器を使用しなければその内容を認知することができない録画テープや録音テープ等が含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

- 5 「文書、図画若しくは電磁的記録……に記載され……た一切の事項」には、文字、番号、記号その他の符号はもちろん、映像、指紋、筆跡等も含まれる。

「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」に該当するものとしては、例えば手話が挙げられる。

- 6 「特定の個人を識別すること」とは、ある文書や電磁的記録に記録され、あるいは音声等の方法により表された個人が、具体的に誰なのかが分かることをいう。例えば、個人の容姿や容貌が判然としない映像は「個人を識別すること」ができる情報に該当するが、「特定の個人を識別すること」ができる情報には該当しない。

- 7 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、例えば、「枚方市〇〇課の係長」のように、これだけでは具体的に誰のことを指しているかわからないが、公表されている職制図と照合することで、その氏名を知ることができる（＝具体的に誰なのかが分かる。）情報を指す。

照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものが含まれるが、その範囲については、当該個人情報 の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

- 8 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名や無記名であるために特定の個人を識別することはできないが、カルテや反省文のように、個人の人格と密接に関連するものや、個人の未発表の著作物のように、公にすることにより財産権その他の正当な権利を害する

おそれがあると認められるもの等をいう。

(ただし書イ関係)

9 「(法令等)の規定により…公にされ…ている情報」としては、不動産登記簿や商業登記簿に記載されている個人に関する情報が挙げられる。ただし、固定資産税課税台帳など利害関係者等に閲覧を限定しているものや、法令には「何人」と規定されていても、住民基本台帳の閲覧のように請求の目的が当該法令等の規定や運用により制限されているものは、これに該当しない。

10 「慣行として」については、事実上の慣習であればそれで足り、慣習法として確立している必要はないが、事実上の慣習というためには、公開請求者が偶然同種の個人に関する情報を知ることができた例が存在するだけでは足りない。これに該当するものとしては、公にされることについて、第三者が同意している当該第三者に関する情報などが挙げられる。

11 「公にされることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。(ただし書ロ関係)

12 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の「人」には、個人のほか、法人も含まれる。

「生命、健康、生活又は財産を保護するため」なので、実際に被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれのある場合を含む。

ある個人に関する情報を非公開とすることによって保護される当該個人の権利利益よりも、公にすることによって保護される「人の生命、健康、生活又は財産」が優越するときに、当該個人に関する情報はこのただし書に該当する情報ということになる。

13 しかし、保護すべき権利利益の程度にも差がある(非財産的法益と財産的法益との間には要保護性に差異がある。)ことから、このただし書への該当性判断に当たっては、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

14 このただし書に該当することを理由として個人に関する情報を公開するに当たっては、第11条第2項第1号の規定により、当該個人に関する情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

(ただし書ハ関係)

15 このただし書は、公務員等の職、氏名、職務の遂行に関する情報も個人情報に該当することを前提とした上で、市民に対する説明責任を果たすという観点から、これらの情報の公開を義務付けたものである。

16 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情

報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

ただし、具体的な職務の遂行と直接関連を有する情報を対象とするので、公務員等に関する情報であっても、例えば、職員の休暇、住所、電話番号、人事管理上保有する健康情報等は、これに含まれない。

第5条 保有情報の公開義務

第2号 法令秘情報

法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

【解説】

- 1 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる（地方自治法第14条）とされていることから、法令等の規定により公にすることができない旨が明示されている情報については、この条例においても非公開とするものである。
- 2 「法令等」には、国等からの通知、市の機関の規則、訓令等は含まない。
- 3 「公にすることができない旨」とは、公にすることが禁止されていることのほか、他の目的への使用が禁止されていることや、具体的な守秘義務が課されていることを含む。
- 4 「明示されている」には、条文に明記されている場合のほか、法令等の趣旨や目的に照らして公にすることができないと明らかに認められる場合を含む。

第5条 保有情報の公開義務

第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【解説】

- 1 法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由は原則として保障されなければならない。当該事業に関する情報を公にすることにより、競争上の地位その他正当な利益を害することがある。このため、この情報を、非公開情報とするものである。
- 2 「法人その他の団体」には、会社法上の会社、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、医療法人、弁護士法人等の法人のほか、権利能力なき社団等代表者の定めがあり、団体としての実体を有するものが広く含まれる。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人は「法人等」から除かれてい

る。これは、それらの公的性格に鑑み、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるとの考えに基づくもので、それらの事務事業に係る非公開情報は、この項の第7号において規定されている。

法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあるが、法人等の構成員のうち、役員に関する情報は、それが当該法人等の機関としての情報である限りにおいて、「個人に関する情報」についての要件により非公開情報該当性を判断しない。このことは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」についても、同様である。

3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所等事業そのものに関する情報のほか、事業用資産、事業所得等事業活動一切に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係がない個人情報、個人情報についての要件により非公開情報該当性を判断することとなる。

4 「権利」には、財産権のほか、宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由、非財産的権利等、法的に保護されるべき権利一切を含む。

5 「競争上の地位」とは、法人等や事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

6 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等や事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。ある保有情報を公にすることによって法人等の利益を害するおそれがあるとしても、その利益が「正当な」ものといえない場合は、当該保有情報にこの号は適用されない。例えばある建造物が建築基準法に違反して建築されたという情報は、公にすることにより、当該建造物の施工業者の競争上の地位を害するおそれのある情報といえるが、法令違反の事実があったことを考慮すれば、「正当な」利益を害することにはならないと言い得る場合がある。

7 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」⇒参照 第5条第1号の解説12

該当する情報については、法人等に関する情報であっても、公益上の要請に従って、常に公開することが義務付けられる。

法人等の利益には様々なもの（生産技術上のノウハウに関するものもあれば、採用計画に関するものもある。法人等の規模によっても考え方は異なり得る。）があり、保護すべき権利利益の程度にも差があることは、第5条第1号ただし（同号の解説13を参照）と同様なので、このただし書への該当性判断に当たっても、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

8 このただし書に該当することを理由して保有情報を公開するに当たっては、第11条第2項第1号の規定により、当該保有情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

【運用】

- 1 公開請求に係る情報が「正当な利益を害すると認められる」情報に該当するかどうかは、当該情報の内容だけでなく、法人等又は事業を営む個人の事業活動の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分留意しつつ、社会的責任の度合いも考慮し、当該情報を公開した場合に生じる影響について、慎重に検討し、総合的、客観的な判断を下す必要がある。
- 2 ただし書の適用に当たっては、法人等又は事業を営む個人の事業活動の利益を害することになっても公開することになるので、公益的観点から公開が強く要請されるものに限って、公開することができるものである。

なお、公開することにより利益がいったん侵害されると、事後の救済は極めて困難であることから、ただし書の適用に当たっては、意見聴取等を行い、慎重に対応しなければならない。

第5条 保有情報の公開義務

第4号 任意提供情報

個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【解説】

- 1 「実施機関の要請を受けて」提供された情報である必要があり、実施機関の要請を受けずに提供された情報にこの号は適用されない。
- 2 「公にしないとの条件」は、情報提供者、あるいは実施機関のどちらかが一方的に付しただけでは足りず、双方が書面等により明示的に当該条件を了承していることが必要である。
「公にしないとの条件」には、情報提供を受けた実施機関が、実施機関以外の者に当該情報を提供しないことを内容とするもののほか、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- 3 実施機関への提出等が法的に義務付けられている情報は「任意に提供された」情報に該当しない。
- 4 「通例として」とは、当該個人や法人等ではなく、それらの者が属する業界や業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、情報提供者が非公開とすることが通例であると主張するだけでは足りず、客観的にみて、それらの業界や業種において非公開とする慣行が存在するかを判断することになる。
- 5 「当該情報の性質…に照らして」とされたのは、例えば提供情報が生産技術上のノウハウである場合と、単なる採用計画である場合とでは、「公にしないとの条件」を付

すことが「合理的であると認められる」かどうかの結論が異なり得ることを考慮したものである。

また、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本としつつ、必要に応じて事後の事情の変化を考慮する必要がある。条件が付された時点で合理的であると認められたとしても、公開請求時に、公開することについて情報提供者が承諾しているものや、情報提供者が既に公開しているものは、この号に該当しないものとみる。

- 6 「合理的」とは、市民の知る権利を保障する観点から、公にしないとの条件付けが濫用されることを防止する意であるから、公にしないとの条件の下に提供された情報全てを非公開とするのではなく、公にしないという条件を付すことが社会通念上妥当と判断される場合に限って非公開とするものである。「合理的」でない場合は、公にしないという条件が付されていても、この号には該当しない。
- 7 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」⇒参照第5条第1号の解説12、13、同条第3号の解説7

第5条 保有情報の公開義務

第5号 公共の安全等に関する情報

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

【解説】

- 1 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等には該当しないが、社会生活に必要な法規等々のルールが害されないよう保護し、それらに対する障害を除去することをいう。
- 2 「支障を及ぼす」とは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、あるいは適正に行われなくなることをいう。
- 3 公にすることにより、テロ等の人の生命、健康、財産等への不法な侵害や、特定の建造物やシステムへの侵入、破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、あるいは犯罪の実行を容易にする情報も、この号に含まれる。また、公にすることにより、犯罪の予防に支障が生じると認められる情報も、この号に含まれる。

第5条 保有情報の公開義務

第6号 審議、検討等情報

実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

【解説】

1 この号は、非公開情報のうち、審議、検討等情報について定めるものである。審議、検討等の途中段階の情報は、一般に関心事項であることが多く、公開することの公益性が優先されるよう解釈することに、特に留意する。

この条例の目的のひとつは、市政への市民参加を推進することである。そのためには、審議、検討等情報も、できる限り公開することが求められる。公開することによる支障を回避する措置を講じた上で、部分的にでも公開することができるものは、公開していくことが必要である。

2 「国の機関」には、行政機関のほか、国会、裁判所、会計検査院と、これらに属する機関が含まれる。

3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、実施機関等としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われる様々な審議、検討、協議に関連して作成、あるいは取得される情報をいう。

4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる場合が想定されるものであり、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

5 「不当に市民の間に混乱を生じさせ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

6 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え、あるいは不利益を及ぼす場合が想定されており、事務事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

7 この号の「不当に」とは、審議、検討等の途中の段階の情報を公開することの公益性を優先することを基本としつつも、なお、公開することによる支障が看過できない程度のものであることを意味する。

8 審議、検討等情報であっても、専門的検討を経た調査データや、他自治体の現状を調査してまとめた資料など、客観的、科学的事実やこれらに基づく分析結果を記録したものの中には、この号に該当しないものがある。

9 また、実施機関としての意思決定が行われた後は、審議、検討等に関する情報を公にしても、一般的には、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる」可能性は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定が全体としてひとつの政策決定の一部である場合や、当該意思

決定を前提として次の意思決定が行われる場合は、当該意思決定が行われた後であっても、当該政策決定や次の意思決定に関してこの号に該当するかどうかの検討が行われることに留意する必要がある。

意思決定終了後であっても、その内容を公にすることにより、市民の間に混乱を生じさせ、あるいは将来の意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合があることにも留意する必要がある。

【運用】

審議、検討又は協議中の案であることの表示を行うことにより、市民の誤解を避ける等、公開することの支障を回避できる場合には、その旨がわかる表示（「案」等）をして公開するものとする。

第5条 保有情報の公開義務

第7号 事務又は事業に関する情報

実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

【解説】

1 この号のイからニまでに掲げる支障は、この号の対象になるものとして限定的に列挙されたものではない。イからニまでのいずれにも該当しないものであっても、「その他当該事務又はその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」に該当することがある。

2 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務事業に係る情報を公開することにより、その目的が達成できなくなるような性質を有するようなものであるかどうかを判断するとの趣旨である。

3 「適正な遂行に著しい支障を及ぼす」とは、情報を公開することの公益性を優先する

ことを基本としつつも、なお、公開することにより、当該事務事業の目的を実質的に達成できなくなると言えるものであることが求められる。

(ただし書イ関係)

- 4 「正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする」とは、例えば、監査等の対象・実施時期・調査事項、試験問題の内容が事前に公にされることによって、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、事務事業の対象者において、法令に違反する行為や、法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、あるいはこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にすることなどをいう。監査等の終了後に違反事例等の詳細を公にすることにより、事務事業の他の対象者に法規制を免れる方法を示唆することになることも含まれる。

(ただし書ロ関係)

- 5 実施機関等が一方の当事者となる契約、交渉、争訟に係る事務においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。
- 6 契約等に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり財産上の利益が損なわれるものや、交渉や争訟の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するものがある。

(ただし書ハ関係)

- 7 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるものがある。

(ただし書ニ関係)

- 8 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業あるいは地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、この項の第3号の法人等に関する情報と同様の考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、非公開となる情報の範囲は、同号の法人等に関する情報よりも狭いものとなる。

【運用】

本号は、原則公開の立場にあっても、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる情報について、非公開ととするものである。

したがって、恣意的に非公開の範囲を広げることのないように、特に留意して運用しなければならない。

第6条 部分公開

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合におい

て、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解説】

- 1 この条は、公開請求に係る保有情報の一部に非公開情報が含まれている場合における実施機関の部分公開の義務の内容とその要件を明らかにするとともに、公開請求に係る保有情報に特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことによる部分公開について定めるものである。

(第1項関係)

- 2 第5条は、保有情報に全く非公開情報が含まれていない場合の公開義務を定めているが、この項の規定により、実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合に、部分的に公開できるかどうかを判断の上、非公開部分以外の部分を公開しなければならないこととなる。
- 3 「容易に区分して」とは、非公開情報に該当する部分とそれ以外の部分を、公文書を損傷することなく、かつ、多くの費用、時間を要することなく区分けすることができることをいう。

「除く」とは、非公開情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

「区分」が困難な場合だけでなく、「区分」は容易だが「除く」ことが技術的に困難な場合も部分公開の義務は免除される。つまり、「容易に」は、「区分して」と「除く」の両方にかかる。

文書や図画の場合、その一部を「除く」ことは一般的に容易であるが、電磁的記録、特に音声や動画が記録されている場合、その一部だけを除くことは困難であることが少なくない。よって、電磁的記録に記録された保有情報については、紙に出力した上で、非公開情報を区分して除いて公開することも考えられる。電磁的記録をそのまま公開することを求められた場合は、非公開情報の部分のみを除くことの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存の装置やプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- 4 「当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」とは、義務的に公開すべき範囲(部分)を定めたものである。部分公開の実施に当たり、具体的な記述をどのよう

に除くかについては、実施機関のこの条例の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、非公開情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけを塗り潰すかなどの方法の選択は、非公開情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講じることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの非公開情報を構成する一部が公開されることになっても、実質的に非公開情報が公開されたと認められないのであればそれで足りる。

- 5 「有意の情報が含まれていないと認められるとき」とは、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、公開をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。

「有意の情報」かどうかの判断は、公開請求の趣旨を損なうかどうか、すなわち、公開請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

(第2項関係)

- 6 特定の個人を識別することができる情報については、そのうちの氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより（つまり一まとまりの非公開情報の一部を特に除くことにより）個人識別性を失わせれば、残りの部分を公開しても、個人の権利利益の保護の観点から支障が生じない場合があることから、この項は、そのような場合について、部分公開を義務付けるものである。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報にこの項の規定は適用されない。

- 7 個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくしても、例えばカルテや反省文のように、個人の人格と密接に関連するものや、個人の未発表の著作物のように、公にすることにより財産権その他の正当な権利を害するおそれがあると認められるものについては、公開することが不相当と認められるので、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に限り、部分公開が義務付けられている。

- 8 「当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とあるので、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、非公開情報ではないものとした上で、第1項の部分公開の規定が適用される。このため、他の非公開情報に該当しない限り、当該部分は公開されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非公開となる。

第7条 裁量的公開

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができる。

【解説】

1 第5条各号の非公開情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、公開することができることとしたものである。

第5条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公開することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、この条は、第5条の規定が適用され非公開となる場合であっても、なお公開する必要性があると認められる場合には、公開することができるとするものである。

2 なお、この条を根拠として第三者に関する情報の公開を決定するに当たっては、第11条第2項第2号の規定により、当該公開しようとする情報に係る第三者に意見書を提出する機会を付与しなければならない。

第8条 保有保有情報の存否に関する情報情報の存否に関する情報

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【解説】

1 実施機関は、公開請求に係る保有情報が存在していれば、公開をし、あるいは公開をしない旨の決定を行い、存在していなければ、不存在を理由して公開をしない旨の決定を行うことになる。したがって、これらの決定により、少なくとも、保有情報の存在不存在（存否）は明らかになる。

しかし、保有情報の中には、その存否を明らかにすること自体が非公開情報の公開と同じ意味を持つものがあり、このような情報に対する公開請求については、その存否を明らかにしないで拒否できることとしたものである。

2 「当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴に関する保有情報の公開請求が行われた場合において、非公開と決定することにより、当該個人の病歴の存在が明らかになる場合などが挙げられる。

- 3 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有情報が存在しない場合に不存在的決定をし、保有情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該保有情報の存在を類推させることになる。